

静岡産業大学帰国生徒選抜規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第45条（帰国生徒）第2項の規定に基づき、帰国生徒の選抜方法について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 帰国生徒として出願できる者は、日本国籍を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 海外において、外国の教育課程に基づく高等学校に2年以上継続して在籍し、通常の12年の学校教育課程を翌年3月までに卒業見込みの者または卒業した者。ただし、卒業した者については、入学時までに卒業後の経過年数が2年未満であること。
- (2) 海外において、外国の12年の学校教育課程を修了した者に準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (3) 中学・高等学校を通じ3か年以上継続して、海外において外国の教育課程に基づく教育を受け、帰国後、日本の高等学校に入学し、当該高等学校を翌年3月までに卒業見込みの者。ただし、日本の高等学校における在籍期間が2年未満である者とする。
- (4) 国際バカロレア資格を有する者。ただし、資格取得後の経過年数が2年未満である者とする。
- (5) アビトゥア資格を有する者。ただし、資格取得後の経過年数が2年未満である者とする。
- (6) バカロレア資格またはGCEA レベル資格を有する者。ただし、資格取得後の経過年数が2年未満である者とする。

(募集定員)

第3条 帰国生徒の募集定員は、各学部において定める。

(出願書類)

第4条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 志望理由書
- (2) 帰国生徒身上書
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 第2条第4号に該当する者については、国際バカロレア資格証書の写し及びIB最終

試験の成績証明書

- (6) 第2条第5号に該当する者については、一般的大学入学資格証明書の写し
- (7) 第2条第6号に該当する者については、バカロレア資格証書の写し及びバカロレア資格試験成績証明書、またはGCEAレベル資格証書の写し及び成績評価証明書
- (8) その他本学が指定する書類

(選抜方法)

第5条 入学者の選抜は、出願する学部が定めた方法で行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選抜結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、帰国生徒に関し必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成5年12月21日（文部大臣認可の日）から施行する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から適用する。